千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領

平成６年７月７日施行
最終改正　令和５年４月１日施行

（趣旨）

第１条　この要領は、千葉市防犯街灯補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請の期限）

第２条　要綱第４条に規定する別に定める期日は次のとおりとする。

（１）管理費補助金の申請時期については、申請は各年度１回とし、区長の指定する日までに要綱第４条の申請書を提出することとする。

（２）設置費補助金の申請時期については、申請は各年度２回とし、区長の指定する日までに要綱第４条の申請書を提出することとする。

（３）修理費補助金の申請時期については、全改修の申請は各年度３回、一部修理の申請は各年度の四半期ごととし、区長の指定する日までに要綱第４条の申請書を提出することとする。

（補助金の算定）

第３条　補助金の算定は、別表単価表を用いて行うものとする。

（管理灯数の変更）

第４条　町内自治会等は、町内自治会等が宅地開発等により防犯街灯の移管を受けた場合においては、防犯街灯移管届（様式第２号）を区長に提出するものとする。

２　区長は、前項の申請を受けたときは、速やかに防犯街灯管理台帳の灯数を訂正し、管理費補助金については、申請を受けた当該年度の次年度から当該防犯街灯分の補助金を交付するものとする。

３　町内自治会等は、維持管理する防犯街灯を廃止し、又は移管したときは、防犯街灯廃灯届（様式第１号）又は防犯街灯移管届（様式第２号）を区長に提出するものとする。ただし、千葉市防犯街灯ＬＥＤ化事業実施要綱第６条により交換された防犯街灯については、同要綱の定めるところによる。

４　区長は、前項の届を受けたときは、防犯街灯管理台帳の灯数を訂正するものとする。

（補助金の特例）

第５条　区長は、町内自治会等が、町内自治会等に属さない区域に防犯街灯を設置する場合で、次の各号の一に該当する箇所に設置するときは、全額補助とすることができる。

（１）通学路で、特に防犯上必要な箇所

（２）町内自治会等と町内自治会等を結ぶ道路で、犯罪・事故等が発生し、また発生する恐れのある区域で、かつ照明もなく多数の市民が生活道路として利用している箇所

（３）その他区長が特に必要と認める箇所

２　前項の規定による補助金の交付申請については、次に掲げる書類を要綱第４条の申請書に添付して区長に提出するものとする。

（１）理由書

（２）維持管理者を明確にする書類

（３）その他区長が特に必要と認める書類

附　則

１　この要領は、平成６年７月７日から施行する。

２　町内自治会等に属さない区域の防犯街灯設置要領（平成２年４月１日施行）は廃止する。

附　則

１　この要領は、平成７年５月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要　綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２４年１０月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱

要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

1　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

2　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

1　この要領は、平成２６年６月１日から施行する。

2　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

1　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

1　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

2　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２８年６月１日から施行する。
２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２８年６月１日から施行する。
２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成２９年５月１日から施行する。
２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するもの

は、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行われる設置及び修理に係る補助金から適用し、同日前に行われる設置及び修理に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前にこの要領による改正前の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定により作成された様式で現に存するものは、この要領による改正後の千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

（別　表）

	種　　別		基準経費(円)	補助率(%)	補助金額(円)(上限)
管理費補助金	LED灯		定額料金（月額）	９０	－
	水銀灯		〃	９０	－
	蛍光灯		〃	７５	－
	その他商店街から移管された防犯街灯		〃	９０	－
	賃借ＬＥＤ灯		〃	７５	－
設置費補助金	電柱・電話柱共架灯（ＬＥＤ灯）		６４，５１５	８０	５１，６１０
	独立鋼管ポール灯（ＬＥＤ灯）		９６，８０１	８５	８２，２８０
修理費補助金	全改修	電柱・電話柱共架灯（ＬＥＤ灯）	６４，５１５	８０	５１，６１０
		独立鋼管ポール灯（ＬＥＤ灯）	９６，８０１	８５	８２，２８０
	ランプ取替（水銀灯、商店街から移管された防犯街灯）		６，４４５	８０	５，１５０
	ＬＥＤランプ取替		５５，７１５	８０	４４，５７０
	安定器取替		１１，１７５	８０	８，９４０
	自動スイッチ取替		５，９０６		４，７２０
	自動スイッチ上部取替		４，２５６		３，４００
	頭部取替		１２，２６３		９，８１０
	ポール塗装		５，０７０		４，０５０
	アーム取替		９，４１５	５０	４，７００
	取付バンド取替		４，１４６		２，０７０
	共架灯移設		６，８２０		３，４１０
	ポール灯移設		１８，４２３		９，２１０
	鋼管ポール取替		４３，１７３		２１，５８０
	頭具グローブ取付		６，００５		３，０００
	支線修理		４，１８０		２，０９０

※補助金額については、10円未満切捨

様式第１号

年　　月　　日

（あて先）千葉市　　区長

防犯街灯廃灯届

年　　月　　日付で次のとおり防犯街灯を廃灯したので、千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領第４条第３項の規定により報告します。

<table>
<tr><td rowspan="2">（申請者）
団体名
代表者職・氏名
代表者住所
代表者連絡先</td><td colspan="4">（※）
－　　－　　@</td></tr>
<tr><td colspan="4">（※）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">廃灯数</td><td>種類</td><td>W数（電気料金区分）※</td><td>共架灯</td><td>独立灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">LED灯</td><td>10W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>20W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>水銀灯</td><td>100W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>蛍光灯</td><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>商店街から移管された防犯街灯</td><td>W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td rowspan="7">廃灯後の管理灯数</td><td>種類</td><td>W数（電気料金区分）※</td><td>共架灯</td><td>独立灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">LED灯</td><td>10W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>20W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>水銀灯</td><td>100W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>蛍光灯</td><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>商店街から移管された防犯街灯</td><td>W</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>廃灯理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">廃灯する街灯の所在図（電柱番号を記載したもの）</td></tr>
</table>

※10W:10Wまで、20W：10Wをこえ20Wまで、40W：20Wをこえ40Wまで、100W：40Wをこえ100Wまで

様式第２号

年　　月　　日

（あて先）千葉市　　区長

防犯街灯移管届

年　月　日付で申請者間において、次のとおり防犯街灯の移管がありましたので、千葉市防犯街灯補助金交付要綱事務取扱要領第４条の規定により報告します。

<table>
<tr><td>（申　請　者）
移管元の団体名
移管元の代表者職・氏名
移管元の代表者住所
移管元の代表者連絡先</td><td colspan="5">（※）
－　　－　　@</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（申　請　者）
移管先の団体名
移管先の代表者職・氏名
移管先の代表者住所
移管先の代表者連絡先</td><td colspan="5">（※）
－　　－　　@</td></tr>
<tr><td colspan="5">（※）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">移　管　灯　数</td><td>種類</td><td>W数（電気料金区分）※</td><td colspan="2">共架灯</td><td>独立灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">LED灯</td><td>10W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>20W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>40W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>水銀灯</td><td>100W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>蛍光灯</td><td>40W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>商店街から移管された防犯街灯</td><td>W</td><td colspan="2">灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td rowspan="7">移　管　後　の
管　理　灯　数</td><td rowspan="2">種類</td><td rowspan="2">W数（電気料金区分）※</td><td colspan="2">共架灯</td><td colspan="2">独立灯</td></tr>
<tr><td>移管元</td><td>移管先</td><td>移管元</td><td>移管先</td></tr>
<tr><td rowspan="3">LED灯</td><td>10W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>20W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>水銀灯</td><td>100W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>蛍光灯</td><td>40W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>商店街から移管された防犯街</td><td>W</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td><td>灯</td></tr>
<tr><td>移　管　理　由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>添　付　書　類</td><td colspan="5">１　移管された防犯街灯の所在図（電柱番号を記載したもの）
２　移管の事実を証する文書（事業者から移管を受ける場合）</td></tr>
</table>

※10W:10Wまで、20W：10Wをこえ20Wまで、40W：20Wをこえ40Wまで、100W：40Wをこえ100Wまで